

# 令和8年度 第1回 学校運営協議会

令和8年5月8日（金） 13:30～15:30

（13:30～13:55 授業参観）

泉小学校 家庭科室

司会：CS担当（富永百加）

## 開催要件確認

- 1 校長挨拶（校長）
- 2 任命書の交付（校長）
- 3 自己紹介（委員、オブザーバー、学校支援コーディネーター、学校職員）
- 4 浜松市学校運営協議会規則確認（教頭）
- 5 会長・副会長の選出
- 6 議長選出

司会：議長

## 7 熟議

- （1）学校運営の基本方針の概要説明（校長）
- （2）学校いじめ防止基本方針について（校長）
- （3）登下校の防犯、交通安全について（校長）
- （4）学校運営協議会の自己目標の決定（教頭）
- （5）「夢育やらまいか事業」に対する意見書について（教頭）

## 8 報告

- （1）今年度のCS活動の計画（CS担当）
- （2）ボランティアの依頼方法（学校支援コーディネーター）

## 9 連絡事項

- （1）第2回学校運営協議会開催日時（教頭）
- （2）年間行事計画（主幹）

## 第1回 学校運営協議会名簿

### 学校運営協議会委員

委員	石塚 猛裕
委員	山口 保雄
委員	鈴木 寛
委員	石澤 光也
委員	黒田 裕美子
委員	中川 もも子 (学校支援コーディネーター)
委員	坪井 由奈

### オブザーバー

高台協働センター	森下 和之 もりした かずゆき
	鈴木 皓介 すずき こうすけ
学校支援コーディネーター	和田 円
	奈木野 幸恵

### 学校

校長	尾上 清 おのうえ きよし
教頭	大渡 和正 おおわたり かずまさ
CS 担当教職員	富永 百加 とみなが ももか
CS ディレクター	上村 わかよ かみむら わかよ
主幹教諭	大石 晴子 おおいし はるこ

### 浜松市教育委員会

教育総務課	横井 靖二 よこい やすじ
-------	---------------

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

改正 令和7年3月26日浜松市教委規則第6号

改正 令和8年3月23日浜松市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

（令7教委規則6・一部改正）

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

# 令和8年度 浜松市立泉小学校 グランドデザイン

第4次浜松市教育総合計画

基本理念 (2025～2034)

「描く夢や未来の実現」

- 主体性
- 多様性・包摂性
- 信頼・協働

## 学校教育目標

### 一人一人が輝く あたたかな学校

北部中・高台中  
学校区との連携



### 目指す子供の姿

#### 自己を見つめる子

自分を知り、自分の課題や目標をもつ

#### 人とあたたかくかかわる子

- あたたかい聴き方で相手の思いを受け止める
- やさしい話し方で自分の思いを伝える
- あいさつを大切にする

#### 課題を解決する子

個々に、また、協働しながら課題に進んで取り組み、解決する

#### 成長・未来につなげる子

活動を振り返り、自分の成長を確かめる

特別活動と道徳教育を要としたキャリア教育の推進

### あたたかな学校・学級風土づくり

#### 目指す学校の姿

- 子供が安心して通える学校
- 組織力で前進する学校
- 保護者や地域に信頼される学校
- 発達支援教育の理念を土台とする学校

#### 目指す教職員の姿

- 子供に寄り添い行動できる教職員
- 教育への情熱、高い規範意識をもつ教職員
- 同僚性が高まることを大切にする教職員

学校と保護者・地域が一体となって心身ともに健やかな子供を育てる「ファミリー泉」の構築

学校運営協議会

三者面談・教育相談

ボランティア  
学習支援・図書・見守り  
旗振り 等

地域自治会 等

情報発信・共有

SC・SSW・関係機関

# 浜松市立泉小学校いじめ防止基本方針



浜松市立泉小学校  
(令和8年3月改定)

## 浜松市立泉小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
	(1)いじめの未然防止	4
	(2)いじめの早期発見	4
	(3)いじめへの対処	5
	(4)地域や家庭との連携	5
	(5)関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策	5
1	いじめの防止等のための組織	6
	(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	6
	(2)いじめの防止等における教職員の役割	6
2	いじめの防止等に関する取組	8
	(1)泉小年間指導計画	8
	(2)いじめの未然防止	9
	(3)いじめの早期発見	11
	(4)いじめに対する措置	12
	(5)関係機関との連携	12
	(6)学校における教育相談体制の整備	13
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	13
	(8)いじめが「解消している」状態	13
	(9)「浜松市立泉小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	13
3	地域や家庭の役割	14
	(1)地域の役割	14
	(2)家庭の役割	14

第3 重大事態への対処.....	14
1 重大事態の意味.....	15
(1)生命心身財産重大事態.....	15
(2)不登校重大事態.....	15
(3)子供や保護者からの申立て.....	15
2 重大事態の調査組織.....	15
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	15
4 調査結果の提供及び報告.....	15
5 その他の留意事項.....	16

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

## 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状態等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

### 2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

#### (1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇氣をもち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

#### (2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

### (3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③「子供の健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

### (4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- 地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- 多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

## 第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立泉小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要(令和4年12月文部科学省。)」を理解し、「浜松市立泉小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

## 1 いじめの防止等のための組織

### (1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
  - ・校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任
  - ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。
  - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる職員等、関係の深い教職員を追加する。
- 毎月1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

### (2)いじめの防止等における教職員の役割

#### ①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

#### ②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立泉小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 主幹教諭 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教員 : いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任に関わる教職員 : 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター : 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。

- ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。
- コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

## 2 いじめの防止等に関する取組

### (1) 泉小年間指導計画 ※G.E: 構成的グループエンカウンター C.P: キャリア・パスポート

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学級・学年	入学式 始業式 学級開き ・ルール確認 [1年前のめあてオリエンテーション(ＣＰ)]	運動会 [運動会振り返り(ＣＰ)] 前期縦割 清掃開始	朝会 (命について) 道徳 ・生命尊重 ・思いやり 交通安全 リーダーと語る会	情報モラル 講座 [1学期振り返り 2学期のめあて(ＣＰ)] 終業式 ・夏季休業 過ごし方	月のめあて B-7 親切、思いやり 道徳の重点目標	挨拶 廊下歩行 言葉遣い	学活 始業式	後期縦割 清掃開始 新体力 テスト 林間学校	道徳 ・友情信頼 修学旅行	学習発表会 [学習や行事の 中での成長(ＣＰ)] 終業式 ・冬季休業 過ごし方	始業式	道徳 ・感謝 [1年間(6年間)のまとめと振り返り(ＣＰ)] 修了式 ・春季休業 過ごし方 卒業式
	挨拶	廊下歩行	言葉遣い	時刻	月のめあて	挨拶	廊下歩行	言葉遣い	時刻	挨拶	廊下歩行	言葉遣い
					B-7 親切、思いやり		B-9 礼儀	C-1 2 規則の尊重				
					人間関係作り (G.E)		毎週火曜日 (朝の時間)	園芸活動 (5年)				
児童	交通安全 教室	1年生を迎える会 いじめアンケート	いじめ対策 強化月間 子供面談	情報モラル 講座		いじめアンケート	読書週間 子供面談	保健週間	「泉っ生活のまきり」見直し	委員会&清掃 リーダー引継ぎ 給食週間 いじめアンケート	子供面談	6年生を送る会
教職員	校内研修 ・基本方針 発達支援 委員会	校内研修 ・児童理解 ・1学期の取組 アンケート 実施	民生委員 と語る会	校内研修 ・アンケート 結果より ・発達支援 教育	健全育成会 標語 人権作文 書道	校内研修 ・授業研究 アンケート 実施	校内研修 ・事例検討			アンケート 実施 発達支援 委員会	校内研修 ・今年度の取組 振り返り	校内研修 ・次年度の取組 について 小中連絡会 新入生 情報交換会
保護者・地域	入学式 学校説明会 ・基本方針 説明 参観会 三者面談	学校運営 協議会 ・方針 説明	民生委員 と語る会	三者面談 学校運営 協議会	学校運営 協議会 参観会 担任よりお知らせする会 就学時健診		学校運営 協議会 参観会 担任よりお知らせする会	一人一人 にいい声 掛けデー	学習発表会 希望面談	中学校 説明会	学校運営 協議会 参観会 担任よりお知らせする会 入学説明会	

## (2)いじめの未然防止

学校教育目標「一人一人が輝くあたたかな学校」の具現化を目指し、「あたたかな学校・学級風土づくり」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。さらに、「人とあたたかくかかわる子」の育成を重点として、自分の言葉で思いや考えを伝えたり、友達の思いや考えを大切に受け止めたりすることができるようにしていきます。そのために、道徳科の授業の充実を図るとともに、誰もが居場所のある温かい学級経営を行い、一人一人に寄り添った指導を行う。

- 毎年6月を「いじめ対策強化月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

### 具体的な取組

#### ○ 年間

- ・「人とあたたかくかかわる子」を目標に、すべての教育活動において「あたたかい聴き方で相手の思いを受け止める」「やさしい話し方で自分の思いを伝える」「あいさつを大切にする」の三つの育成を目指す。

#### ○ 6月

- ・朝会で、校長より「生命尊重」や「いじめ防止」に関する講話を全校児童に行う。
- ・全学級で、道徳科の時間に、「生命尊重に関する教材」をテーマとした授業を実施する。

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見えていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立泉小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。

4月	学級活動での学級目標の設定
5月	「いじめ対策強化月間」の提案
6月	「いじめ対策強化月間」の取組 「命について考える」をテーマにした全校朝会
7月	情報モラルについて考える『情報モラル講座』の実施
12月	児童全員にとってよりよい学校となるためのきまりの見直し

イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。	
年間 年間 年間 4月 5月 7月 9月 ～12月 3月	学級や学年における授業のルールについての児童の話合い 学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの涵養 授業研究と事後研修（本音で語り、自分たちで解決する「あたたかな学級」の創造） 学級活動において1年間のめあてを設定 （キャリアオリエンテーション） 提案授業と事後研修（授業改善といじめの未然防止の関係性） キャリア・パスポートによる運動会の振り返り キャリア・パスポートによる1学期の振り返りと2学期のめあての設定 キャリア・パスポートによる学習や行事を通じた成長の振り返り キャリア・パスポートによる1年間（6年間）のまとめ・振り返り
ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
年間 年間 5月 5月 6月 7月 10月 11月 12月 3月	「はままつマナー」を活用した振り返り 重点である「親切・思いやり」「礼儀」「規則の尊重」をテーマにした道徳の授業の実施 「思いやり」をテーマにした道徳の授業と1年生を迎える会の実施 「希望・勇気・努力」「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と運動会の実施 「生命尊重」「思いやり」をテーマにした道徳の授業の実施 「情報モラル」をテーマとして扱った道徳の授業の実施 「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と林間学校の実施 「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と修学旅行の実施 「希望・勇気・努力」「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と学習発表会の実施 「感謝」をテーマにした道徳の授業と6年生を送る会の実施
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
毎月 年間 年間	多様性の理解に向けた縦割り活動による清掃活動の実施 学級における、多様性の理解についての話し合い活動 多様性について学ぶ総合的な学習の実施と福祉体験（4年）
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
毎日 毎週 学期1回 年間 6月	朝の会、帰りの会等における「よいこと見つけ」の取組 構成的グループエンカウンターを用いた人間関係づくりの活動 学活の時間を活用した人間関係づくりの活動 「はままつマナー」を活用したマナーを守る心情の育成 「はままつマナー」を活用したふわふわ言葉・ちくちく言葉の想起

### (3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：学期に1回

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。

・学校で実施する。

・実施後速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。

・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期個人面談：4月、7月に三者面談を全員実施する。

6月、10月、2月に子供面談を実施する。

・臨時の個人面談：教育相談日、あるいは必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

○法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

#### (4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ て見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

#### (5)関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

## (6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家(スクールカウンセラー等)の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

## (7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立泉小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。
- SCやSSW、医療機関などの関係機関の役割を理解するとともに、問題の早期発見や早期解消に役立つ連携の仕方について、関係機関の協力を得ながら学ぶ。

## (8) いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする)
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

## (9) 「浜松市立泉小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立泉小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立泉小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立泉小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立泉小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

### 3 地域や家庭の役割

#### (1) 地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。学校運営協議会、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

#### (2) 家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出することができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
  - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
  - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

### 第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和7年4月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省令和6年8月改訂版)」により適切に対応します。

## 1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

### (1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

### (2) 不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

### (3) 子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

## 2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

## 3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

## 4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

## 5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

(様式1)

学校番号 (小)・中049 )

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(泉小)学校運営協議会長

<本年度の目標>

「一人一人が輝く楽しい学校」「子供が楽しく通える学校」「安心・安全で保護者や地域に信頼される学校」の実現に向けて、地域と学校が一体となって子供を育てよう。  
学校や児童の実態や課題を知り、学校教育目標の具現化に向けて積極的に協議し、広く地域に発信しよう。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた (イ) できた ウ あまりできなかった エ できなかった  
(理由)

校長による説明を受け、学校教育目標「一人一人が輝く楽しい学校」や四つの目指す子供の姿の実現のための教育活動について行った熟議では、委員が率直に質疑や意見を述べることができ、協議会全体で共通理解することができた。また、学校が、いじめ防止基本方針に従って、いじめの未然防止や早期発見、いじめへの対処に取り組んでいることも理解することができた。熟議を通して、地域や家庭の役割を確認し、地域と家庭、学校の連携の重要性を共有することができた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた (イ) できた ウ あまりできなかった エ できなかった  
(理由)

「安心・安全で保護者や地域に信頼される学校」の具現化につながる熟議ができた。登下校の見守り活動に関する熟議では、それぞれの立場から意見を出し合い、登下校の子供の様子を保護者が把握することや、地域と保護者が連携して見守る体制作り、子供が自ら交通安全を確認し適切な判断をして行動できるように学校が指導の強化に取り組むことの必要性などについて共有・理解につなげることができた。数年間実施していなかった環境整備の支援活動について熟議を進め、具体的な計画と実践につなげることができた。

目指す子供の姿の実現に向けた支援についての熟議についてもさらに進められるとよい。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った (イ) 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった  
(理由)

全ての学校支援活動の様子を記載したコミュニティ・スクール便り「いずみっこ応援団」を発行し、さくら連絡網により保護者に、自治会回覧板や自治会役員会合を活用して地域住民に発信をしている。学校支援活動の様子を撮影した写真を職員室廊下の「いずみっこ応援団」のコーナーに掲示している。

協議内容について学校HPに掲載しているが、周知につながっているとは言えないため、情報発信の方法を検討する必要があると考える。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

「一人一人が輝くあたたかな学校」「子供が安心して通える学校」「組織力で前進する学校」「保護者や地域に信頼される学校」「発達支援教育の理念を土台とする学校」の具現化に向けて、学校や児童の実態や課題を知り、積極的に協議して、学校と保護者・地域が一体となって心身ともに健やかな子供を育てよう。

(様式1)

令和8年5月9日

浜松市立泉小学校  
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会  
代表 山口 保雄 様

浜松市立泉小学校運営協議会  
会長 石塚 猛裕

### 夢育やらまいか事業に対する意見書

令和8年5月8日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

#### 記

#### 1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 「学校と地域が一体となって心身ともに健やかな子供を育てる『ファミリー泉』の構築」をキーワードとして教育を進めるべきである。  
⇒ 地域の方を中心とした「CSボランティア」の活動を充実させ、地域連携を深めることで、児童のニーズに手厚く応える学習環境を引き続き構築する。
  
- ② 活字離れが叫ばれる中、図書室に親しみを感じ、読書意欲がより高まるような、魅力ある読書指導や環境整備を充実させるべきである。  
⇒ 図書の充実や整理に努め、利用しやすい図書室づくりをして、児童の豊かな心情を育てる。

③ R8 お願いしたい活動

(1) 1年生

教科	月	活動	単元、題材、内容等
生活	6	見守り	公園へ行こう(夏がやってきた)
生活	9	補助	アサガオリース作り(根を抜いて輪をつくる)
生活	10	見守り	公園へ行こう(秋みつけ)
生活	10	補助	アサガオリースの飾りつけ
生活	1	補助	むかしからつたわるあそびをたのしもう

(2) 2年生

教科	月	活動	単元、題材、内容等
生活	6	見守り	町たんけん
生活	7	見守り	みんなでつかう まちのしせつ(図書館) 校外学習 電車教室の日程により変更有
生活	10	見守り	町たんけん
生活	12	見守り	町たんけん
図工	11	補助	工作(カッターナイフの使い方)
国語	2	説明	スーホの白い馬(馬頭琴のお話)【佐藤 剛様】

(3) 3年生

教科	月	活動	単元、題材、内容等
書写	4	補助	毛筆1回目の指導 (R7は実施せず)
総合	5~6	見守り	学校周辺たんけん
総合	10~11	説明	地域の様子(川)【松本様】
総合	10~11	見守り	学校周辺たんけん
総合	11~12	説明	地域の様子(公園)【鈴木様】
図工	1	説明・補助	釘打ちトントン(金づちの使い方、釘の打ち方) 【石澤様】

## (4) 4年生

教科	月	活動	単元、題材、内容等
総合	5	補助	校外学習（城北図書館）
音楽	7	説明	お囃子の体験（お話、DVD等）【内山様】
図工	9	説明・補助	のこぎりの使い方【石澤様】
図工	10	見守り	ほってすって見つけて（彫刻刀）
総合	11	説明	福祉体験（手話・車いす）【鈴木様・新村様】 R7は聴導犬
音楽	1	説明	箏

## (5) 5年生

教科	月	活動	単元、題材、内容等
家庭	7	補助	手縫い
家庭	9	補助	ミシン
総合	10	説明	防災講話（市役所）
総合	11	説明	地域の防災（訓練・防災倉庫） 【松山様・自治会の方々】
総合	11	説明	地域の防災（散歩）【松山様・自治会の方々】
総合	12	説明	地域の防災（予備日）【松山様・自治会の方々】
社会	2～3	説明	環境を守るわたしたち【福島様】（R7は実施せず）

## (6) 6年生

教科	月	活動	単元、題材、内容等
家庭	6	補助	調理実習
家庭	10～12	補助	ミシン、調理実習
総合	10	説明	夢（地域の職業人）12名の方々
総合	10	説明	夢（講話）R7は元Jリーガーの方

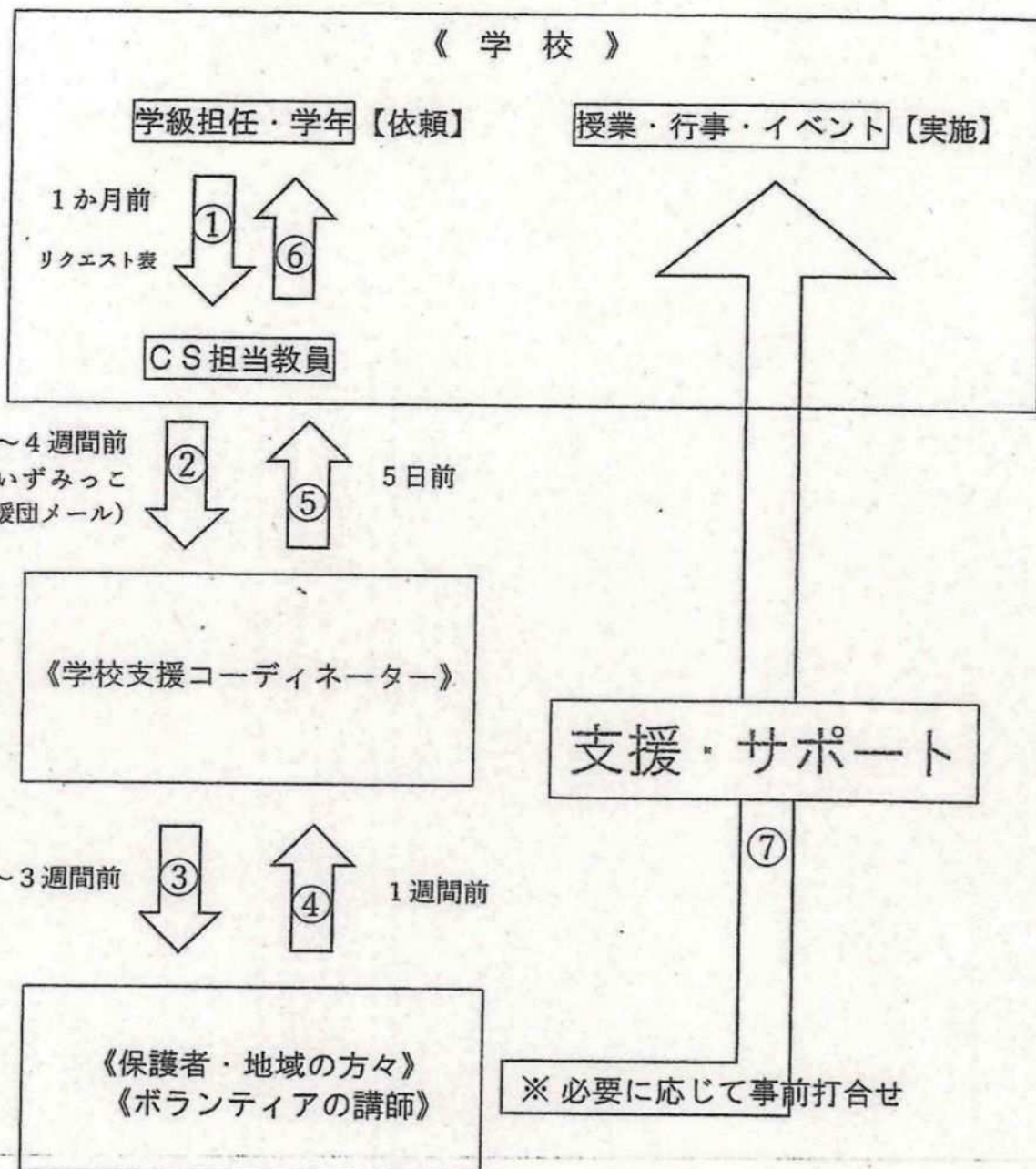
## (7) 全校

教科	月	活動	単元・題材名
課外	年間	見守り	登下校時のあいさつ運動

## 地域と連携した活動

- ・自治会の活動（夏祭りや文化祭）に子供たちが参加するように呼び掛ける。
- ・自治会の活動に子供たちの作品を展示する。
- ・地域の活動の中で、ボランティアを募集する。
- ・「感謝の会」は、学習発表会の6年生の発表の中に入れる。（児童鑑賞の日）
- ・学校HP、さくら連絡網を活用し、「いずみっこ応援団」の存在を知っていただく。

ボランティアの依頼方法（案）



※ ③の依頼方法（例）

「公式LINE」または「メール」等

「いずみっこ応援団!!」 ○年 学習ボランティア募集のお知らせ

学年	○年	学級数		参加人数		担当教員	
教科			単元名				
日時	月		日 ( )	:	~	:	
	月		日 ( )	:	~	:	
	月		日 ( )	:	~	:	
予備日							
集合場所				集合時間			
授業場所 目的地							
希望人数			見守り	補助	説明		
児童の主な活動				支援をお願いしたい内容			
見守り時の 注意事項							
持ち物							
その他							

学校用

【振り返り】次年度に申し送ること、講師やボランティアに伝えたいこと等があれば書いてください。（良かった点やもう少しこうしてほしい点など）

※リクエスト表はできるだけ1か月前に提出してください。

※振り返りは実施後1か月以内にご記入ください。

学年→CS担当→CSCD

地域の皆様

泉小学校学校運営協議会会長 石塚 猛裕  
 同 学校支援コーディネーター 和田 円  
 中川もも子  
 奈木野幸恵

## 令和8年度「いずみっこ応援団!!」メンバー募集のお知らせ

若草の候、保護者の皆様には益々御健勝のこととお喜び申し上げます。  
 本校では、令和2年度より「いずみっこ応援団!!」としてコミュニティ・スクールの活動を始めました。  
 (詳しくは別紙「こんにちは!いずみっこ応援団!!です」を御覧ください。)昨年度も、多くの皆様が「いずみっこ応援団!!」として学習支援などのボランティア活動に御協力くださり、そのおかげで、子供たちの学習がより安全で充実したものになりました。本当にありがとうございました。今年度も引き続き活動していきたいと思っております。裏面に今年度の活動予定を掲載しました。御覧いただき、少しでも興味をもっていただけた方は、下記申込方法にて御登録ください。

皆様の御協力が子供たちの大きな助けになります。是非御登録くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

募集対象： 保護者、地域の皆様など、成人されている方ならどなたでも

活動内容： 学習支援（校外学習の見守り、生活科・家庭科の作業補助など）

### 申込方法

#### 【1】CS 公式LINE『いずみっこ応援団!!』での登録

- ①右記公式LINEのQRコードを読み取り、『いずみっこ応援団!!』を追加する。
- ②登録フォームをタップ（押す）して、必要事項を入力し、送信ボタンを押す。
- ③公式LINEのメッセージにて登録者の『お名前』を入力し、送信する。

公式LINE



#### 【2】メールでの登録

- ①右記メールアドレスのQRコードを読み取る。  
 または、メール画面で送信先『izumikko.ouendan2020@gmail.com』を入力。
- ②件名に『登録希望』と入力。
- ③本文に『お名前（ふりがな）』『電話番号』『希望する活動』を入力して送信する。

メール



#### 【3】お電話またはFAXでの登録

下記連絡先に『お名前（ふりがな）』『電話番号』『希望する活動』を連絡する。

#### 【4】登録申込書での登録

裏面の登録申込書に必要事項を記入し、近所の児童を通して、泉小学校まで提出する。

※活動時期が近づきましたら、希望された方にその活動の詳細を案内させていただきます。  
 参加の可否はその際に確認しますので、まずは、現段階で興味があり、案内を希望する活動は全て記入してください。

締切り： 随時募集しています。

御登録いただいた方から御案内させていただきます。



裏面も見てね!

コミュニティ・スクール「いずみっこ応援団!!」  
 ※できるだけ公式LINEまたはメールでお問い合わせください。  
 学校支援コーディネーターが対応します。

メールアドレス izumikko.ouendan2020@gmail.com

電話 472-5228 FAX 472-5232 (泉小学校コミュニティ・スクール担当)

## ＜令和8年度「いずみっこ応援団!!」登録申込書＞

氏 名 (ふりがな)			
電話番号		メールアドレス	

※メールアドレスは、ボランティアの連絡に使用しますので、分かりやすく正確にお書きください。

※御記入いただいた個人情報は「いずみっこ応援団!!」の連絡以外には使用しません。

■泉小学校の中に連絡できる児童がいる場合は御記入ください。

年	組	児童名 (ふりがな)	との続柄

■現段階で興味のある活動すべてに○を付けてください。

・○を付けていただいた活動のみ、時期が来ましたら詳細案内を送らせていただきます。

・人が足りなければ協力できるという場合は△を付けてください。

是非是非  
御協力よろしく  
お願いします!!



学年	項 目	月(予定)	単元・題材・内容など	参加希望
1	校外学習見守り	6、10	公園へ行こう(たこちゅう公園)	
	生活科補助(アサガオ)	9、10	アサガオリース作り(根を抜いて輪を作る、飾り付け)	
	生活科補助(昔遊び)	1	むかしからつたわるあそびを楽しもう	
2	校外学習見守り	6、10、12	まちたんけん(学区内公園)・図書館たんけん(城北図書館)	
	図画工作科補助	11	工作(カッターナイフの使い方・安全確認)	
3	国語科(書写)補助	5、12	毛筆の準備、片付けの補助	
	校外学習見守り	5、10	学校周辺たんけん(学区内お店・施設など)	
4	校外学習見守り	5	ユニバーサルデザイン探し(城北図書館)	
5	家庭科補助	7、9	手縫い、ミシン縫い補助	
6	家庭科補助	5	調理実習補助	
	家庭科補助	9	ミシン縫い補助	
	総合	10	夢講話(ご自身の職業についてお話くださる方)	

◎御質問などがある方はこちらに御記入ください。

★見守り…活動の安全確保と見守り    ★補助…活動の手助け

※活動内容は現段階での予定のため、状況により内容の変更やボランティアをお願いしない場合があります。

■活動写真をコミスク便りや学校掲示板、学校や自治会のHPへ掲載させていただくことがあります。

どちらかに○を付けてください。←

同意する    ・    同意しない

■注意事項(次の事項に同意の上、お申込みください。)

- ・活動において知り得た個人情報については取扱いに留意し、外部には漏らしません。
- ・活動にあたっては活動担当者及び本校教員の指示に従います。
- ・その他「ボランティアの心得」の冊子(登録者へ配布)の内容を熟読し、順守いたします。
- ・上記の申込内容を学校運営協議会及び学校で情報共有することに同意します。

こんにちは!

泉小学校コミュニティ・スクール

# いずみっこ応援団!!です

令和2年度から泉小学校で始まったコミュニティ・スクール『いずみっこ応援団!!』。「どんなことをしているの?」「どうすればよいの?」を御説明します。裏面に過去の活動内容を載せてありますので、そちらもぜひ御覧ください。

Q1-1.  
『コミュニティ・スクール』  
って何?

A1-1.  
学校運営協議会を設置している学校のことです。  
学校、家庭、地域の代表が、泉小をよりよくするために話し合い、  
協働して支援することで、子供たちが地域を好きになり、次世代  
の担い手として活躍してくれることを願っています。

Q1-2.  
『いずみっこ応援団!!』  
って何?

A1-2.  
泉小の子供たちの学びをサポート  
するボランティアのことです

Q2.  
どんなことを  
するの?

A2.  
家庭科や図画工作科などの補助や校外学  
習時などの見守りなど、子供たちをサポ  
ートします。

Q4.  
予定がわからなくて  
参加できないかも?

A4.  
御登録いただいた方に日程等の詳  
細をその都度送らせていただきま  
す。御都合が合うときだけ、御参加  
ください。

Q3.  
どうやって  
参加するの?

A3.  
① CS公式ライン ②メール  
③ 泉小学校へ電話またはFAX  
のいずれかの方法で御登録ください。  
詳しくは下記を御確認ください。

Q5.  
泉小に子供も孫もいないし、  
泉小校区にも  
住んでいないけれど?

A5.  
関係者がいなくても、校区外にお住まい  
でも構いません。

Q6.  
私の得意な〇〇を  
子供たちに伝えて  
あげたいのだけれど?

A6.  
大歓迎です。  
ぜひ御登録ください。

【1】 CS公式ライン『いずみっこ応援団!!』での登録  
右記QRを読み取り、『いずみっこ応援団!!』を追加する。  
登録フォームをタップ(押)して、必要事項を入力・送信後、  
公式ラインのメッセージにて『お名前』を入力・送信してください。

【2】 メールでの登録  
右記のQRを読み取り、件名に『登録希望』と記入する。  
本文に『お名前』『お電話番号』を入力後、送信してください。  
『izumikko.ouendan2020@gmail.com』からのメールを受信できるようにしてください。

【3】 お電話またはFAXでの登録  
泉小学校 TEL : 053-472-5228 FAX : 053-472-5232

※御不明な点などのお問い合わせも上記のライン、メールまたは電話で受け付けております。



保護者や地域の皆様のおかげで、充実した授業が実現します！

校外学習見守り



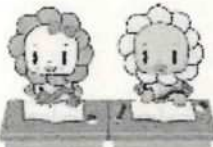
家庭科補助



校内草取り



いろいろな人が助けてくれたから安心して活動できたよ！



図画工作科補助



生活科補助



自分の経験が子供たちの役に立てて、とてもうれしいです！

保護者や地域の方の知り合いが増えました♪

防災授業



多くの方のサポートで、一人一人に目が届き、安全で丁寧な授業ができました！

皆様の御参加  
お待ちしております！！



福祉授業



子供も大人も顔見知りが増えて、地域が元気になるといいなあ。



授業や子供の様子がよく分かり安心しました。

教科書だけでは分かりにくい内容がよく分かったよ！



講話いろいろ



地域のことや専門的なことについて、より詳しい授業になりました！

## 令和8年度 学校運営協議会 年間計画

第1回	令和8年5月8日(金)  13:30 ~15:30	13:30~13:55 授業参観(各クラス自由参観) 14:00~(南3F 家庭科室) 1 校長挨拶 2 任命書の伝達 3 会長・副会長選出 4 熟議 (1) 学校運営の基本方針について (2) 学校いじめ基本方針について (3) 夢育やらまいかCS加算分に対する意見書について (4) 学校運営協議会 今年度の目標決定
第2回	令和8年7月24日(金)  10:30 ~12:00	10:30~(南2F 家庭科室・他) 1 会長挨拶 2 校長挨拶 3 学校の現状について(教職員との意見交流) 4 熟議 (1) 支援策の具現化について (2) 今後の活動について
第3回	令和8年10月13日(火)  13:30 ~15:30	13:30~13:55 授業参観(各クラス自由参観) 14:00~(南3F 会議室) 1 会長挨拶 2 校長挨拶 3 学校の現状について 4 熟議 (1) 支援策の具現化について (2) 今後の活動について
第4回	令和9年2月8日(月)  13:30 ~15:30	13:30~13:55 授業参観(各クラス自由参観) 14:00~(南3F 会議室) 1 会長挨拶 2 校長挨拶 3 学校の現状について 4 熟議 (1) 学校評価について、学校関係者評価 (2) 次年度の学校運営の基本方針について (3) 学校運営協議会の自己評価 (4) 夢育やらまいかCS加算分の報告